

一般社団法人 **日本予防医学推進協会**
Japan Preventive Medicine Promotion Association

ご案内



<https://www.yobouigakusuishin.org/>

人生100歳時代の健康維持・・・予防は治療に勝る

今日、顕在化する超高齢化社会、がんなどの生活習慣病や難治性疾患の増加、分化や高度化に伴った医療費の増大、等々で医療保険の枠組での限界も見えはじめ、個々人による疾病予防・食薬の普及が大変重要となっています。

日本政府も2012年以降から動き出し始め、厚生労働省による検討会開催や情報発信事業が始まっています。

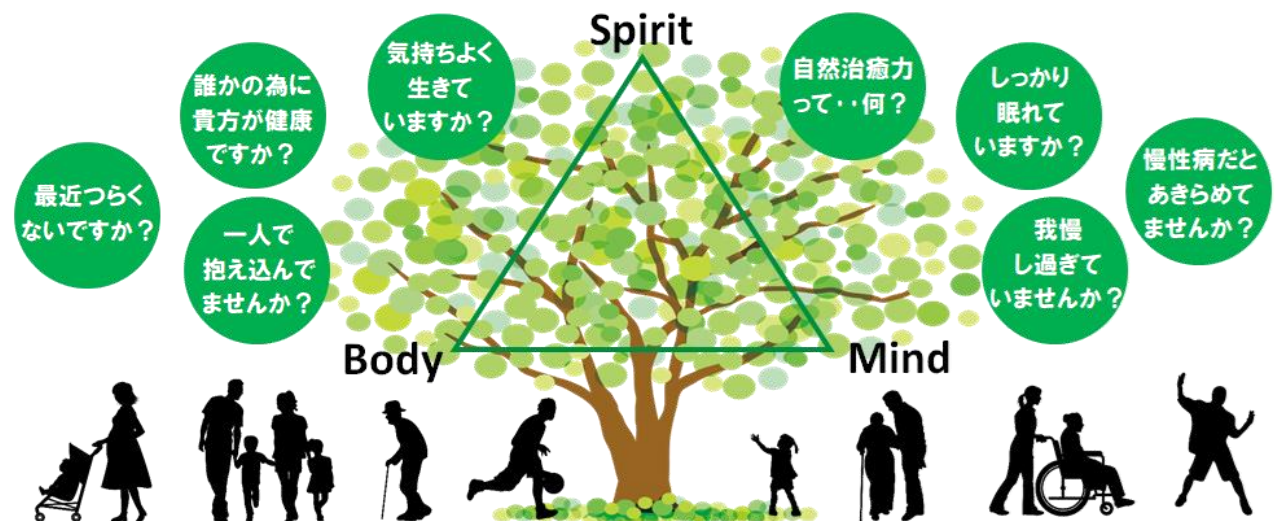
また、医学界においても現代医療の持つ限界を憂い「予防は治療に勝る」との考えを有し、予防に特化した最新の医療を模索する医師の方々も近年増えはじめ、「先制医療」「アンチエイジング医療」「病の根元の医療」などの提唱や、これら医療の実践を行っています。

一般社団法人 日本予防医学推進協会 は、疾病予防・健康増進を包括する統合医療の概念を是とし、広義にあたる「社会モデル」の概念に基づく、生活者を中心とした疾病予防の推進・啓蒙活動を通じ、「予防医学・代替医療」等々を支持すると共に、健康産業の健全な育成・振興を「企業人と医療人との連携」により促進させ、個々人への啓蒙活動・指導などを行うことで生涯を通じた「生活の質の維持・向上」を目的として設立されました。



一次予防 健康増進（食事・運動） 二次予防 早期発見・早期治療 三次予防 リハビリ（再発防止）

本協会は、志を同じくする「**統合医療・予防医学の推進を目指す医療人**」
「**健康産業を展開する企業・個人**」
「**健康志向を高く有する社会生活者**」 によって構成されています。



統合医療・社会モデルによる生活の質の向上と疾病予防

21世紀に入り世界的傾向に於いて「統合医療」という概念が定着し始め、医療従事者や一般市民の理解も急速に浮上してきています。WHO（世界保健機関）でも、近代西洋医学に基づく従来医療に、伝統医学に基づく医療や代替医療の統合によるQOL（Quality of Life/生活の質）の向上推進と、各国に適応した方法で国の保健制度に組み込むことを提案しています。

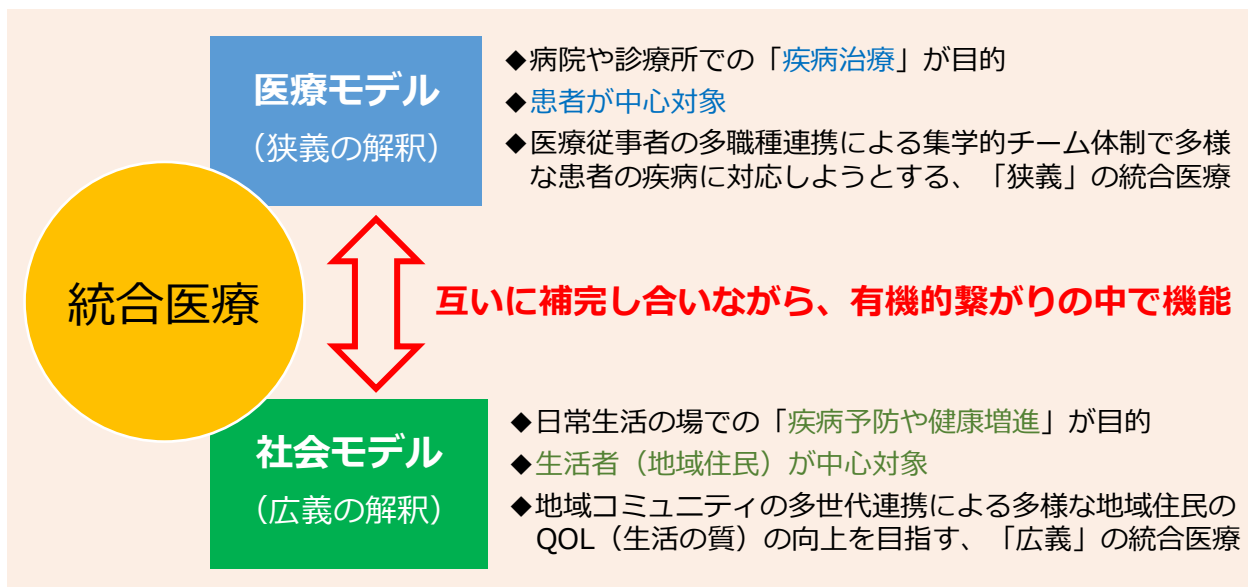
この統合医療とは、従来の近代西洋医学を礎とした医療の枠を超越し、代替医療・自然伝統医学などの医療を融合させ、患者中心すなわち主役はあくまでも医療の受け手である疾病を抱えた「人」であるとの観点により、広く社会性も考慮した医療を行うものです。

従来は通常医療と見なされなかった様々な医学（経験的な伝統・民族医学や民間療法）やヘルスケアシステム、施術、生成物質、食薬（体力や自然治癒力を高めるための食による養生、健康食品・サプリメント等の利用）などを加味して、生きていくために不可欠な生活全般の基盤から見直そうとする医療システムです。

因みに、WHOでは、「Complementary and Alternative medicine（伝統医療）」について、「それぞれの文化に根付いた理論・信心・経験に基づく知見、技術及び実践の総和であり、健康を保持し、更に心身の病気を予防、診断、改善、治療することを目的としている。」と定義しています。

患者の自己実現、予防と健康増進、医療費の削減など、さまざまな期待が寄せられる統合医療には、**狭義解釈の『医療モデル』**と、**広義解釈の『社会モデル』**二つの概念あります。

この双方モデルが互いに補完し合い有機的な繋がりの中で機能しあうことで、患者でもあり生活者でもある「人」への疾病対応・予防、QOL（生活の質）の向上、尊厳の保障、健康格差の是正創出に寄与すると期待されています。



本協会 は、統合医療の広義解釈「**社会モデル**」の概念に基づいて、生活者を中心とする疾病予防と健康増進、生活の質の向上を普及促進してゆくために、企業人・医療人・生活者コミュニティの連携の推進を目指しています。



統合医療について

「統合医療」には、厳密な定義はありませんが一般に近代西洋医学（医療）の領域外のすべての医学や医療、食薬も含めた総称です。「近代医学とその他の療法を組み合わせるもの」として世界的に波及し、日本では2000年頃からこの概念が広まり始めました。

世界的にこの概念が具現化していく中、厚生労働省でも2012年から「統合医療の在り方に関する検討会」を立ち上げ行動指針を検討すると共に、統合医療に係る情報発信等推進事業として2014年には「統合医療情報発信サイト」が開設され、さらに2016年には厚生労働省医政局に統合医療企画調整室が開設されるなど、様々な団体・組織による考え方を紹介しています。

◆ 一般社団法人 日本統合医療学会による見解

統合医療は医療の受け手である「人」を中心とした医療システムである。近代西洋医学に基づいた従来の医療の枠を超えて、「人」の生老病死に関わり、種々の相補(補完)・代替医療を加味し、生きていくために不可欠な「衣・食・住」を基盤として、さらには自然環境や経済社会をも包含する医療システムである。21世紀に入り、超高齢社会や大災害、がんなどの生活習慣病や難治性疾患の増加、分化や高度化に伴った医療費の増大により、医療保険の枠組では限界のある、従来の医療から統合医療が求められている。2011年の東日本大震災における統合医療の実績を踏まえて、2012-13年には厚生労働省で「統合医療の在り方に関する検討会」が開催され、2014年からは国民に統合医療の正しい情報を発信するデータベース（統合医療情報発信サイト）の事業が始まった。さらに、2016年には厚生労働省医政局に統合医療企画調整室が開設された。

統合医療の実施にあたり、統合医療には2つのモデルが考えられる。一つは患者を中心とした、医療従事者の多職種連携による集学的チーム体制で患者の疾病に対応しようとする「医療モデル」であり、もう一つは地域住民を中心とした、地域コミュニティの多世代連携による地域住民の生活の質（QOL）の向上を目的とした「社会モデル」である。

医療モデル	病院や診療所における患者を中心とした疾病治療を目的とし、各分野ごとの医療従事者の連携によるチーム体制によって、多様な患者の疾病に対応しようとする統合医療。
社会モデル	日常生活の場で、生活者を中心とした疾病予防や健康増進を目的とし、社会生活コミュニティで多世代の連携による多様なQOL（生活の質）の向上を目指す統合医療。

◆ アメリカ国立補完統合衛生センター（NCCIH）による定義と分類

統合医療を「従来の医学と、安全性と有効性について質の高いエビデンスが得られている相補(補完)・代替療法とを統合した療法」、相補(補完)・代替療法については、「一般的に従来の通常医療と見なされていない、さまざまな医学・ヘルスケアシステム、施術、生成物質など」と定義し、具体的には、以下のような分類をしています。

①天然物 (Natural Products)

ハーブ、ビタミン、ミネラル、プロバイオティクス、健康食品・サプリメント等

②心身療法 (Mind and Body Practices)

ヨガ、カイロプラクティック、整骨療法、マッサージ療法、リラクゼーション
鍼灸、瞑想、太極拳、気功、ヒーリングタッチ、催眠療法、運動療法等

③その他の補完療法 (Other Complementary Health Approaches)

心霊治療、アールユヴェーダ医学、伝統中国医学、ホメオパシー、自然療法等

◆ 世界保健機関（WHO）による「伝統医療」の定義

「それぞれの文化に根付いた理論・信心・経験に基づく知見、技術及び実践の総和であり、健康を保持し、更に心身の病気を予防、診断、改善、治療することを目的としている。」とされています。

◆ 厚生労働省 厚生労働科学研究事業

以下の表は、2010年度 厚生労働科学研究「統合医療の情報発信等の在り方に関する調査研究」で採り上げられた療法について、効果の有無を問わず整理したものです。

<近代西洋医学と組み合わせる療法>

療法の分類	療法の例	
	国家資格等、国の制度に組み込まれているもの	その他
食や経口摂取に関するもの	食事療法・サプリメントの一部 (特別用途食品/特定保健用食品、栄養機能食品)	左記以外の食事療法、サプリメント、断食療法、ホメオパシー
身体への物理的刺激を伴うもの	鍼灸 (はり師、きゅう師)	温熱療法、磁気療法
手技的行為を伴うもの	マッサージの一部 (按摩マッサージ指圧師) 骨接ぎ・接骨 (柔道整復師)	左記以外のマッサージ、整体、カイロプラクティック
感覚を通じて行うもの	-	アロマテラピー、音楽療法
環境を利用するもの	-	温泉療法、森林セラピー
身体の動作を伴うもの	-	ヨガ、気功
動物や植物との関りを利用するもの	-	アニマルセラピー、園芸療法
伝統医学、民族療法	漢方医学の一部 (薬事承認されている漢方薬)	左記以外の漢方医学、中国伝統医学、アーユルベータ

(注) 日本学術会議（平成22年8月24日）において、「ホメオパシーの治療効果は科学的に明確に否定されている」との会長談話が出されている。



統合医療

◆ 漢方医学に関する補足説明

※現在、大学での医学教育として、漢方薬に関する教育が実施されています。

※日本医学会の分科会として、日本内科学会などと同じく、日本東洋医学会があり、専門医制度が設置されています。

日本における統合医療

明治維新以前までの日本は、西洋医学に類しない漢方医学や鍼灸治療などを基にした東洋医学による伝統医療が行われていました。しかし、維新以後には西洋医学が急速に導入され、日本の伝統医療は衰退していきました。但し、昭和以降になって一部の伝統医療の復旧を望む動きが起こり、漢方治療、鍼灸治療などは存在し続けています。

明治以降の大学における教育・研究は西洋医学に基づいて行われたため、医師の資格を持って医療を行う者は西洋医学医療を行い、漢方医や鍼灸師など日本伝統医療の流れを汲む者とは一般に相互の交流はなく、今日まで両者は並存している状態が続いてきています。しかし、以下のような統合を意図した動きも出ています。

- 1983年（昭和58年）に鍼灸を専門に研究する初の四年制大学である明治鍼灸大学が設立され（現明治国際医療大学）、1990年代の同学のスローガンとして「中西医結合」が掲げられています。
- 「国際統合医科学研究・人材育成拠点の創成」と題するプログラムが2005年度の文部科学省科学技術振興調整費「戦略的研究拠点育成プログラム／通称：スーパーCOE」に東京女子医科大学が申請し採択されたことに基づき国際統合医科学インスティテュート（IREIIMS）が設立され、東京女子医科大学大学院に統合医科学分野が置かれ医療従事者を対象とするチーム制統合医科学育成コースが設立されました。
- 東京女子医科大学附属東洋医学研究所では、医学生・医師への漢方治療・鍼灸治療の診療を、東京女子医科大学附属青山女性自然医療研究所では、気功治療、ホメオパシーなどの診療をおこなっています。
- 今日では、日本統合医療学会（IMJ）、日本補完代替医療学会（JCAM）、日本統合医療系連合学（JUAI）などが、統合医療の実現のための教育、研究などを進めています。

統合医療は、西洋医学に補完代替医療を加えることによって、未病からの病気の超早期発見や予防、根治、健康維持の増進などを目指し、医療費の削減効果が期待されています。他方、日本では通常の西洋医学による医療は健康保険で賄われますが、代替医療の大部分は健康保険が適用されません。統合医療は西洋医学と代替医療の併用を行うため、保険診療と自由診療（保険外診療）を併用する混合診療となるのが理想ですが、「無制限に保険外診療との組み合わせを認めることは、不当な患者負担の増大を招く恐れや、有効性、安全性が確保できない恐れがある」として厚生労働省では2020年3月時点でも混合診療の無制限適応は認められていません。

但し例外として、専門家の検討を経た診療行為などに限る「保険外併用療養費制度」の枠組みの中では一部認められています。これは、医療技術の進歩や患者のニーズの多様化に対応するために、保険適用外の療養を受ける場合でも、一定の条件を満たした「評価療養」と「選定療養」については保険との併用が認められ、保険のワクを超える部分についての差額は自己負担しますが、保険が適用される療養にかかる費用は保険診療に準じた保険給付が行われるというものです。

本協会は、統合医療の広義を通じて疾病予防の意識を広く普及させ、そのための健康産業・医療・社会生活者の三者を結びつけるアライアンスを構築することにより、人々の健康づくりを目指してまいります。

品質推奨認定制度

疾病予防・健康増進と美容に寄与する優れた製品には本協会が品質推奨

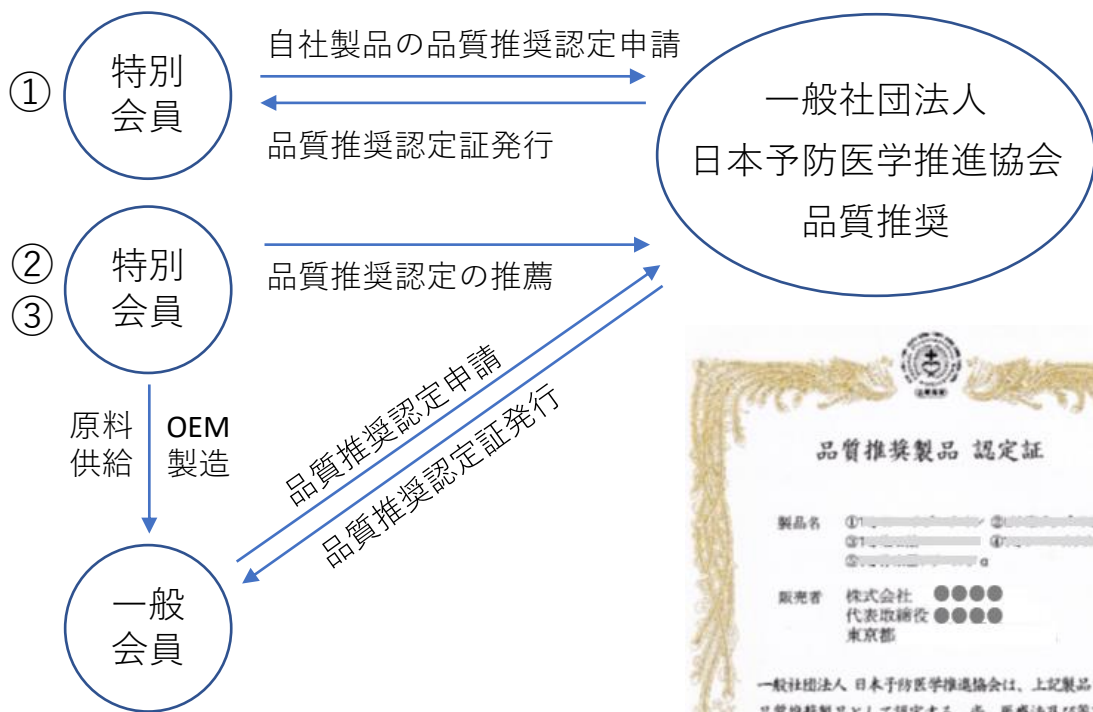
今日、健康志向に寄与すると謳われる製品が数多存在します。深く思考を重ね優良製品を作りあげても類似する製品群との差別化は容易ではありません。

日本予防医学推進協会では、特別会員の製品に対し品質推奨の認定制度を設けております。本協会より品質推奨マークを発行し、これを自由にご活用頂くことでその製品の存在価値や類似品との違いをアピールする一助となることを願っております。

また、特別会員の取扱原料やOEM製造製品を仕入て販売される一般会員の製品に対しましても特別会員の推薦により同様の認定を行いますので、特別会員の製品・サービスの販売ツールとしてご活用頂きまして販売促進にお役立て下さい。

(特別会員が推薦する法人又は個人には一般会員の加入が必要となります)

品質推奨認定対象	
①	特別会員が取り扱う製品・サービス
②	特別会員の取扱原料を用いて一般会員が製造販売する製品 (但し、特別会員による認証のための推薦が必要)
③	特別会員がOEM受託製造しそれを販売する一般会員の製品 (但し、特別会員による認証のための推薦が必要)



組織概要

<https://www.yobouigakusuishin.org/>

法人区分	一般社団法人
組織名称	日本予防医学推進協会
(英名)	Japan Preventive Medicine Promotion Association
(略号)	JPMP
所在地	<本部> 〒105-0013 東京都港区浜松町2-2-15 浜松町ダイヤビル2F <事務局> 〒299-0246 千葉県袖ヶ浦市長浦駅前5-2-17
TEL/FAX	<TEL> 050-3395-6060 <FAX> 050-3588-8510
e-mail	office@yobouigakusuishin.org
沿革	2012年9月 日本予防医学推進委員会として設立 2021年2月 一般社団法人 日本予防医学推進協会へ組織変更
目的	① 疾病予防・健康増進に関する調査研究及び情報・資料の提供と啓蒙活動 ② 疾病予防・健康増進に関する能力開発・教育及び資格認定 ③ 疾病予防・健康増進に関する各種システムの構築、製品紹介及び推進

代表理事	織部 光宏	専務理事	島田 出	理事・事務局長	岡田 宣明
理事	坂井建一郎	理事	中村 育子	理事	村上 未奈
監事	織部 雪子				
医学顧問	福島 賢人	医療法人 福寿会 理事長／福島整形外科 院長			
医学顧問	杉本 雅樹	医療法人社団 マザー・キー 理事長／ファミリー産院グループ 代表			
医学顧問	池田 秀敏	一財)脳神経疾患研究所長／あたまと体のヘルスケア・クリニック 神田 院長			
医学顧問	島袋 隆	ハズしまぶくろクリニック 院長			

	会員構成	年会費
一般正会員	本協会の目的に賛同して入会した者 <会員サービス> 会員認定証発行あり ・本協会が行うサービスの提供 (資料提供・相談・他) ・本協会主催セミナー・勉強会への参加費無料 (1名迄)	10,000円
特別正会員	本協会の目的に賛同し、本協会の事業に積極的に関与することを主として入会した者 <会員サービス> 会員認定証発行あり ・本協会が行うサービスの提供 (資料提供・相談・他) ・本協会主催セミナー・勉強会への参加費無料 (3名迄) ・当会員が独自開催するセミナーに 対する本協会の後援協力 ・当会員の取扱製品・サービスの品質推奨認定 (要審査)	100,000円
賛助会員	本協会の事業を賛助するために入会した者、又は本協会が認定する技能を習得し修了証若しくは有効登録証を保有する者 <会員サービス>> 会員認定証発行なし ・本協会主催セミナー・勉強会への参加費割引	個人 3,000円 法人 6,000円
名誉会員	本協会に功労のあった者、又は医学者若しくはそれに準ずる知見を有する学識経験者で、代表理事が推薦する者	免除
本協会への入会は、原則として既存会員の紹介が必要となります。		

ご入会については当協会webをご参照ください。 <https://yobouigakusuishin.org/>

一般社団法人 日本予防医学推進協会 会員規程

- 第1条 (目的) この規程は、一般社団法人日本予防医学推進協会（以下、本協会という。）定款 第2章 (会員)の規定に基づき、本会の会員に関し会費等必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 (入退会) 本協会への入会は、原則として既存会員の紹介を必要とし、所定様式による申込みにより代表理事の承認を得るものとする。尚、退会は任意で常時行うことができ、その旨の会員申出により自動承認される。
- 第3条 (会員) 本協会の会員は次の4種類とする。
- (1) 一般正会員 当協会の目的に賛同して入会した者
 - (2) 特別正会員 当協会の目的に賛同し、当法人の事業に積極的に関与することを主として入会した者
 - (3) 賛助会員 当協会の事業を賛助するために入会した者、又は当協会が認定する技能を習得し修了証若しくは有効登録証を保有する者
 - (4) 名誉会員 当協会に功労のあった者、又は医学者若しくはそれに準ずる知見を有する学識経験者で、代表理事が推薦する者
- 第4条 (会費年度) 会員在籍の規程年度（以後、会員年度という）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、会員が任意退会または資格喪失しない限り毎年自動継続されるものとする。
- 第5条 (会費) 本協会の会費は年会費制とし、会員の種類に応じて、次のとおり定めることとする。
- | | | |
|---------------------|----------|--|
| 特別正会員 | 100,000円 | ・本協会が行うサービスの提供（資料提供・相談・他）
・本協会主催セミナー・勉強会への参加費無料（3名迄） |
| 一般正会員
(法人・個人 共通) | 10,000円 | ・本協会が行うサービスの提供（資料提供・相談・他）
・本協会主催セミナー・勉強会への参加費無料（1名迄）
・当会員が独自開催するセミナーに対する本協会の後援協力
・当会員の取扱製品・サービスの品質推奨認定付与（要審査） |
| 賛助会員 | 個人3,000円 | ・本協会主催又は後援するセミナー・勉強会への参加費無料 |
| 名誉会員 | 免除 | |
- 第6条 (会費納入) 初入会時は、入会と共に速やかに会費を納入することとする。次年度以降は会員年度内の任意退会申出が無く、会員年度終了の3ヶ月前時点で会員資格を有する者は、次の会員年度分の会費を納入しなければならない。会費納入は、会員年度終了の3ヶ月前までに本協会から会費の請求を受けたのち、本協会が指定する期日及び方法により会費を納入することとする。
- 第7条 (中途入会) 会員年度の中途に入会した当該年会費は、入会承認月が上半期（4月から9月迄）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月迄）の場合は年額の半額とする。会費納入は本規定6条を準用する。
- 第8条 (会員変更) 入会後でも会員種類を変更することができる。事業年度の中途に会員種類を変更する場合は、第7条の規定を準用し上位会費の額から下位会費の額を控除した額を、当該事業年度における会費として納入する。尚、上位会費から下位会費に変更する場合には、その時点で発生する差額はこれを交換しない。
- 第9条 (資格喪失) 本協会の名誉を毀損、若しくは本協会の目的に反する行為、又は会員としての義務に違反する等の除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその会員を除名し、会員資格は喪失する。
また、次の各号のいずれかに該当する場合に於いては、自動的に会員資格を喪失する。
- (1) 会員個人が死亡し、又は会員法人が解散したとき
 - (2) 会費を2年以上滞納したとき
 - (3) その他、正当なる事由があるとき
- 第10条 (会費返還) 任意退会及び、除名・資格喪失した場合においても、既納の会費はいずれもこれを返還しない。

附則：

本規程は、一般社団法人日本予防医学推進協会の設立の登記完了日（令和3年3月4日）から施行する。

以下の申込書にご記入の上、下記 FAX もしくは メール にてお送りください。
(本協会web(<https://www.yobouigakusuishin.org/>)入会案内タブよりEXCEL版もダウンロードできます)

FAX: 050-3588-8510

Mail: office@yobouigakusuishin.org

一般社団法人日本予防医学推進協会

一般社団法人 日本予防医学推進協会 入会申込書

年 月 日

一般社団法人日本予防医学推進協会 御中

貴協会趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

入会後は、一般社団法人日本予防医学推進協会の定款及び各規程を遵守いたします。

加入形態 (いずれかに✓) 法人・団体 個人

※ 個人入会の方は、下記フォームの「会社・団体欄」は空欄で結構です。

ふりがな			
会社・団体名			
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
ふりがな		役職名	
代表者氏名			

ふりがな		所属部署	
事務連絡者		役職名	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

会員の種類: (いずれかに✓)	<input type="checkbox"/> 特別正会員 (年会費 100,000円) <input type="checkbox"/> 一般正会員 (年会費 10,000円) <input type="checkbox"/> 賛助会員/法人 (年会費 6,000円) <input type="checkbox"/> 賛助会員/個人 (年会費 3,000円)
--------------------	---

会費請求書及び 資料等送付先	経費削減および速やかな連絡のため、会費請求書送付及び連絡・資料送付等は原則eメールで行わせて頂きますが、郵送ご希望の場合は以下に✓をお願いします。 <input type="checkbox"/> eメール配信で結構です <input type="checkbox"/> 郵送を希望します <input type="checkbox"/> その他()
-------------------	---

紹介者 (本協会会員)	
----------------	--

キ
リ
ト
リ
線